

育児・介護休業手当金の給付上限相当額の変更について

平成 17 年 4 月 1 日以降、育児休業手当金および介護休業手当金には給付上限が設けられています。当該上限額の設定は雇用保険法の賃金日額によるものであり、雇用保険法第 17 条第 4 項第 2 号ハに定める賃金日額は、同法第 18 条の規定により自動的に変更となり、毎年 8 月に変更されます。

本年においても 6 月 25 日付け官報に厚生労働省告示があったことから、下記のとおり給付上限額に変更となります。

記

雇用保険法第 18 条第 1 項および第 2 項により平成 21 年 8 月 1 日より
自動変更される額 … 13,980 円

1. 給付上限額

(1) 給付割合が 50/100 の場合 (6 月後支給分を含む育児休業手当金)

給付上限額 9,531 円

(13,980 円 × 30 × 50/100 ÷ 22 = 9,531 円)

(2) 給付割合が 40/100 の場合

(育児休業手当金のうち休業中支給分および介護休業手当金)

給付上限額 7,625 円

(13,980 円 × 30 × 40/100 ÷ 22 = 7,625 円)

2. 給付上限額を超える給料月額

(1) 一般職 335,610 円以上

(2) 特別職 419,430 円以上